

平素は岸 大介の議会活動にご支援、ご協力を賜りまして、心より感謝申し上げます。
早いもので、初当選を果たしてから4年弱の月日が経過致しました。また、この任期にはば重なりまして、新型コロナウイルスの蔓延に社会が翻弄され、急激に世の中が変わっていった様にも感じております。議会として、それら変革への対応とワクチン接種、支援サポートの構築、補正予算の審議という稀有な物事の数々に、労力の多くを費やしてしまつた様にも思います。また、議員としてどこまで本来の議会活動ができたかという視野に立てば、複雑な気持ちになります。正直、いっぱい、いっぱいでした。私と致しましては、それでも無所属・無党派であった事に誇りを持ち、最後まで貫いてゆく。最後のお務めであり、令和5年度予算審議まで突っ走って参る所存であります。
本日、リーフレットをお届け致します。岸の活動報告の一端とさせていただきます。勝手ながら、貴方様のご多幸を祈念致しております。

令和五年 新春

目黒区議会議員

岸 大介

区民をないがしろにする “無責任”と闘う!

目黒区議会議員
無所属

岸 大介



岸 大介 プロフィール

1973年 区内 長内医院にて生まれる
1986年 トキワ松学園小学校 卒業
1992年 秀明学園高校 卒業
1998年 東北芸術工科大学 デザイン工学部 卒業
2003年 NY市立大学ハンターカレッジ 経済学部 卒業
2005年 コロンビア大学 SIPA国際・行政学大学院 卒業 行政学修士
2007年 会社員、政党職員(本部国際局・都議会政策調査会等)を経て
2017年 衆議院議員(元復興副大臣、元文部科学大臣) 政策担当秘書
2018年 帰郷後、地域活動を始める
2019年 目黒区議会議員 初当選(現在1期目)

その他

防災語学ボランティア(英語)、防災士、
消防団所属(特殊技能団員：大型車・特殊重機・危険物取扱い)

個人・嗜好

家族：妻、息子、犬、ネコ
趣味：社交ダンス(ジルバ)、Perfume(アーティスト)、四国遍路、
城址城跡・古銭湯巡り
好きな食べ物：蕎麦、カレー、牡蠣、無花果、純米酒
好きな歴史上の人物：仁科盛信(武田勝頼公実弟)、
河井継之助(長岡藩家老)
好きな言葉：明日、世界が減るとしても 今日、君はリンゴの木を植える

連絡先：岸 大介

住 所：〒152-0033 目黒区大岡山1-13-10-1F
T E L：090-3360-3286 F A X：3724-1941
Email：info@kishidaisuke.com

個人献金のお願い

私の考えに、お力をお貸しください!
貴方様のご献金をお待ち申し上げます。(1口/3000円より)

振込先 郵便振替 00120-6-487566
みずほ銀行 大岡山支店 普通 2339974

<https://kishidaisuke.com>

検討資料

岸 大介 活動報告

With You

Vol.14

2023.新春

区民をないがしろにする “無責任”と闘う!



<https://kishidaisuke.com>



岸 大介

目黒区議会議員 無所属

3つの基本姿勢

子供世代にツケを残さない！ スジを通す！ フェアな世をつくる！

活動報告 冬の5大トピック

●冬の区議会 本会議にて“一般質問”を行いました。



冬の議会定例会にて“一般質問”を行いました。



Youtube岸大介チャンネルで冬の議会定例会“一般質問”の動画を公開しておりますので、ご覧ください。

●文教子ども委員会の視察で高知市・香南市に伺いました。



公式Webに簡易報告を掲載しておりますので、ご覧ください。

文教子ども委員会視察にて高知市・香南市に伺いました。



●区長に来年度の予算要望をしました。



令和5年度に向けて、区長に予算要望を行いました。



(参照要点まで)

●中根小学校70周年記念式典にお邪魔しました。



文教子ども委員会のメンバーとして、中根小学校70周年・鷹番小学校90周年 両記念式典にお邪魔しました。両小学校から多くの子ども達が育ち、今にバトンを繋いでいます!

●東京グレートサンタラン2022にサンタとして参加しました。



～入院している子供にプレゼントを届ける。病气じゃなくても大勢のサンタ達が元気を届ける!～

Tokyo Great Santa Run 2022の趣旨に賛同し、親子サンタとして参加しました!

その他活動とお知らせ



目黒区消防団点検に“旗手”として参加しました。



健康応援隊の“手ぬぐい体操”を視察、一緒に体操してきました。この視察が一般質問に繋がりました!!



中根公園に新しい滑り台が設置されます。



朝の駅頭ご挨拶

WEB・SNSでも活動を発信しております



冬の議会 本会議にて“一般質問”を行いました。

1 介護保険制度の取り組みについて

“介護保険制度”というのは平成12年の開始から20年以上が経過しており、現在では高齢者の生活を支える重要な社会保険制度の一つとなっている。「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年、或いは「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年に向けて、はたまた人口減少の局面に向けて、この制度の持続可能性については議論する時期に来ておるのかもしれない。

“寝たきり”になってからの、男性で平均9年、女性で12年という期間、世界ワースト1位ともいわれるこの期間の社会コストを抑える為に、区としてはどの様な事を考えているのか？介護保険という社会保険制度の運用が主目的である介護保険課が、“シニア健康応援隊”という事業を実施する背景は何か？“シニア健康応援隊”と、今年度から開始した“フレイルサポーター”の位置づけ、またその中身、或いは段階に関しては、どのように整理なさっているのか？“シニア健康応援隊”へはこれまで、どの様なサポートを行ってきたのか？来年度にむけてのサポートの充実は考えているのか？所管課の認識と、応援隊の活動現場でのギャップはどの様にすり合わせてゆくのか？

《再質問》“シニア健康応援隊”の活動拠点は今後も増加することが期待されるが、せっかく各グループの活動が散発的になってはいけない訳で、地域・地域でしっかりと活動拠点を確実に持たせた上で、運営サポートを行って頂きたい。たとえ“隊”が地域の自主グループ扱いなのだとしても、その特性・ニーズに合わせた形でサポート頂くことを期待する。また、各グループと所管課、或いはグループ同士の横のつながりとか、情報共有・交流、また改めて“学び”の場が必要であると考えが如何か？

《再々質問》“シニア健康応援隊”が、今後も安定的に活動を行うことができる様にサポートを行う事が、結果として介護保険特別会計における歳出部分の改善に資するもの。区としてのこれからの取り組みを伺う。

区長答弁⇒国が令和3年に示した調査結果では、健康寿命が男性72.7歳、女性75.4歳、平均寿命が男性81.4歳、女性87.5歳という事で、男性で8.7歳、女性で12.1歳の差が生じている所である。区では目黒区基本計画において、健康で自分らしく暮らせる街を実現する為、介護予防の推進や、障害を通じての健康づくりの推進を掲げ、取組みを進めるとともに、区民一人一人の健康に関する意識を高め、区民が主体的に取り組んで行ける健康づくりを推進したいと考える。

介護保険制度は被保険者が納める保険料と、区・都・国の支出金を財源として運用される制度である。国は従前より健康寿命を延伸してゆく取り組みの重要性を指摘しており、区ではシニア健康応援隊を介護予防リーダー養成の事業として挙げ、また現在10のグループが区内各地で“めぐろ手ぬぐい体操”の普及活動を行っている。この活動は平成26年から開始されており、来年で10年目となる。区としても各グループが円滑に活動できるように、様々な支援を行ってきた。一方のフレイルサポーターについては、フレイルチェック会を運営し、フレイル予防の普及を行うボランティアである。健康な状態と介護が必要な状態の間に位置するフレイルの兆候に、いち早く対応できる様、学びの機会を提供している。

シニア健康応援隊には、活動・運動をする機会を提供する役割を担って頂き、フレイルサポーターにはフレイルの兆候に早急に気づいて頂く機会の提供を目指しており、それぞれが活動する事で本区に於ける介護予防・フレイル予防が進むものと考えている。

次に、シニア健康応援隊へのサポートの状況であるが、具体的には各応援隊の使用する会場の予約や、活動時における不測の事態備える傷害保険への加入手続き、費用の負担、使用する資料作成、さらには参加者への連絡等を行っている。事業の所管課と応援隊との意見交換に関しても様々な機会を通じて行ってきた。今後とも各応援隊の活動場所に伺う等をしなが、状況の把握と情報共有に努めて参りたい。地域社会の中での生きがいや役割をもって、健康に生活できるエイジレス社会を目指す。その為には、今後もシニア健康応援隊を始めとする様々な自主グループの育成、支援に努めたい。

大体、今私ども180億位、介護給付をしているので、その歳出が減るという所に繋がれば、全くその通りだと思われる。色々な取り組みの中、一つの地域に根差した応援隊をバックアップしてゆくということは、介護保険制度の視点からいっても、目黒区にとっても大事な事である。なかなかこれまではコロナ禍という事もあって、定期的に会合を持つという事も難しかったが、情報共有という事では、会報というレベルに行くかわからないけど、お知らせができる様なものをもって、応援隊の活動が活発になり、最終的にそれが介護給付の減に繋がってゆくストーリーになってゆけば非常に良い。区としてもしっかり努力したい。

2 空き家問題に端を発する、行政区を越えた所での道路建築物維持管理について

今年の5月6日、大岡山駅に抜ける、大田区に所在する私道沿いの空き家の2階部分の外壁が崩壊するという事例があった。この箇所危険性は以前より再三指摘されていた所であり、また、昔から目黒区民の通勤・通学の為、或いは日常生活に親しまれてきた私道沿いの空き家であった。区民からも、「何かあった時に被害にあうのは、道すがら区民であるのだから…。」との指摘のあった所である。現場が大田区内である以上、目黒区が直接対応する事は手続き上難しいのは承知する。故に役所間の横のやり取りと、議員間のやり取りで情報の共有・注意喚起はしてはいたものの、大方の予想通り、建物の持ち主を探すのに時間を要し、また持ち主を特定した所で、次は連絡がつかない。という典型的なタイムロスがあり、現実に壁が崩落するまで手が付けられなかった、というのが実情である。

全国の空き家問題の未来を暗示するかの様に、今般のケースでは、基礎自治体の及ばざる権限をどの様に考えるか!? という所にまで行ってしまっている。区民等から空き家や老朽家屋の相談があった場合には、どの様な対応を行っているのか？それが行政区を跨いでしまっている場合の対応は如何か？

深刻な空き家問題の難しさの象徴たる事象に、ここは法改正等も含めて、現実に即した対応の仕様を検討すべきではないか？現実に即した具体策はあるのか？

区長答弁⇒区では「空き家対策の推進に関する特別措置法」や「建築基準法」などに基づいて、空き屋等の適正な管理について指導など随時行っている。空き屋の所有者等は、私有地の周辺環境に悪影響を及ぼさない様に、適切に管理する事が求められる。しかしながら、空き屋の発生には様々な要因があるので、関連所管と、建築や福祉などの団体事業者と連携をし、その解決には取り組んでいる。ご質問のケースの様に、対象の建物が区外ある場合には、これらの対応は所在地の自治体が行う事となる。そうは申しても、地域の安全確保に区境の内外に関わらない重要な問題として捉えているので、隣接区に対しては十分な対応を求めて参りたい。

法改正を含めた検討という事では、平成27年5月に“空家等対策の推進に関する特別措置法”が施行された所であり、本区でも平成31年3月に“区空家等対策計画”を策定し、必要な措置を適切に講じている所である。またこの計画の中には、他自治体とも情報の共有や、連携をしてゆくとしており、実際に他自治体との連携により、困難な事例を解決した実績もある事から、現時点において法改正を求める所まで必要はないものと判断している。